

(別添 1)
架け橋期コーディネーター派遣事業実施要項 7 関係

令和 7 年度架け橋期コーディネーター派遣後の電話によるフォローアップについて

1 趣 旨

架け橋期コーディネーター（ジェネラル）（以下「コーディネーター」という。）派遣訪問後の保育について、コーディネーターが公私立幼稚園・保育所・認定こども園（京都市立を除く。以下、「園・所」という。）にその後の保育実践をフォローするとともに、園・所がコーディネーターにその後の新たな疑問や悩みなどを相談することにより、園・所が教育・保育に対する考えを更に深め、保育実践に生かし、幼児教育の質の向上を図る。

2 対象者

園・所の職員及び園・所を所管する教育委員会又は首長部局の幼児教育担当職員

3 内 容

(1) コーディネーターが園・所に電話をかける場合

- ア 指導・助言の内容に関するフォロー
- イ 保育内容全般での振り返り 等

(2) 園・所がコーディネーターに電話をかける場合

- ア 派遣訪問後の園・所の様子から更に聞きたいことや、考えを深めたいことに係る問合せ
- イ その他、保育内容全般に係る問合せ

4 日 時

- ・月曜日から金曜日までの平日（祝日及び年末年始の休日を除く。）
- ・午前 9 時から同 11 時 30 分まで及び午後 1 時から同 4 時 30 分まで

5 その他

- (1) コーディネーターから園・所への電話、園・所からコーディネーターへの電話のいずれについても、相手が不在や即答できない等の場合は、後日連絡を取ることにする。
- (2) 園・所の職員が直接、コーディネーターに電話をかける場合は、あらかじめ所属長の了解を得ること。